

令和元年度～3年度立入検査結果

1.立入検査鉱山数

13鉱山

北部地区:4鉱山、中部地区:1鉱山、南部地区:2鉱山、宮古地区:2鉱山、八重山地区:2鉱山、その他離島地区:2鉱山

2.立入検査指摘項目数・概要

78項目

内訳

① 保安委員会に関すること	2 項目
② 保安を推進するための活動に関すること	2 項目
③ 保安教育に関すること	5 項目
④ 災害時の対応に関すること	3 項目
⑤ 鉱業権者が講ずべき措置の実施状況に関すること	11 項目
⑥ その他の保安を確保する措置に関すること	5 項目
⑦ 特定施設に関すること	14 項目
⑧ 保安統括者等の選解任に関すること	6 項目
⑨ 保安規程の届出に関すること	9 項目
⑩ 現況調査に関すること	7 項目
⑪ 作業手順書に関すること	3 項目
⑫ 鉱業権者が講ずべき措置の確認に関すること	7 項目
⑬ 鉱業権者が講ずべき措置の評価に関すること	2 項目
⑭ 鉱業権者が講ずべき措置の見直しに関すること	2 項目

(1)上記の項目について、最も多かったのは「⑦特定施設に関すること」。

特定施設の工事計画書の未届出。砕鉱施設が設置されているにもかかわらず、未届出であつ事例もあつたので、指摘した。(例:粉じん発生施設/移動式砕鉱場BCの幅が75cm以上)、使用開始未届出、施設廃止未届出等があつた。

(2)次に「⑤鉱業権者が講ずべき措置の実施状況に関すること」。

車両系鉱山機械、電気工作物、選鉱場・砕鉱場は適切に使用方法を定めていない。保安の確保上重要な建設物、工作物その他の施設並びに掘採箇所及び掘採跡を定期的に巡視し、危険又は異常の有無を検査し、かつ、危害及び鉱害の防止のため必要な事項について、測定していない。等

(3)次いで「⑨保安規程の届出に関する事」。

内容としては、保安規程と実態が合わないことが多く見受けられた。それに伴って、保安規程の変更届を提出するよう指摘した。鉱業権者におかれては、今一度、自鉱山の保安規程、施業案を熟読して実態と合っているかどうか確認してください。

(4)また「⑩現況調査に関する事」も多かった。

現況調査は、鉱山保安法及び同規則により現況調査を実施しなければなりません。(法第18条第1項、規則第36条、37条)

①鉱業を開始しようとするとき、②休止の場合、③休止後、事業再開する場合、④施業案変更の場合、⑤鉱業権放棄の場合